



最優秀賞（渡辺伊知子さん）



関川小学校にて



神納小学校にて



村上小学校にて

第10回小学生の「税に関する絵はがきコンクール」

(公社) 村上法人会女性部会では、税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生に知っていただき、理解と関心を深めていただくために郡市内小学6年生を対象に租税教育の一貫として「税に関する絵はがきコンクール」と青年部会が主体の「租税教室」を実施しております。令和4年度は、小学校9校から162名の応募がありました。

〈応募校〉村上小学校、村上南小学校、山辺里小学校、金屋小学校、神納小学校、小川小学校
さんぽく小学校、関川小学校、栗島浦小学校

税に関する絵はがきコンクール 審査会を終えて

審査委員長 工藤ひとし
(新発田市教育長)

今年も公益社団法人「村上法人会女性部会」が税務署管内の小学6年生に呼びかけた、「税に関する絵はがきコンクール」の審査会が、令和5年1月18日水曜日に行われました。来賓の阿部健二村上税務署長様、佐藤和彦統括官様始め、今井栄一村上法人会会長、三原栄村上法人会税制・公益委員長、岩間美果部会長、そして理事の皆様と共に、審査させていただきました。まだまだ、新型コロナの影響がある中、事務局のご努力と各小学校のご協力と子ども達の努力で昨年度よりも多くの作品の応募があり、記念すべき第10回目のコンクールとなり、皆様も感慨もひとしおの審査会となりました。のちに事務局からお聞きしましたところ、今年度も新型コロナの影響で表彰式が出来なく、優秀校



審査風景

には出向いて表彰をされたそうです。そして、この審査会で最優秀賞の児童の作品が県代表に選ばれ、更に関信局連の「女連協 優秀賞」を受賞という、大変嬉しい報告も頂きました。このことは、村上法人会女性部会の皆様が長年にわたり「絵はがきコンクール」を継続し丁寧に審査を行ってきた賜物と改めて敬意を表する次第です。子ども達の税に関する勉強と絵葉書に表現する力が年々伸びていると感じます。来年は、内容もさることながら絵葉書ですので、見てすぐに心を捉える配色や鉛筆ではなくポスターカラーや絵具等の工夫があると、ご覧になれる皆さんの心に残る作品になることでしょう。来年はコロナ禍も収束し、以前の様に、沢山の児童の皆さんが応募してくださることを期待しております。



挨拶する工藤審査委員長

会員増強運動最終報告（共益・厚生委員会）

法人会では、去る2月27日に共益・厚生委員会を関川地区寿荘で地元役員全員にも参加いただき開催し、会員増強運動期間中（11月～2月）の成果を各支部役員から報告がありました。ちなみに期間中の増減は、関川支部1社、荒川支部0社、神林支部1社、村上支部5社、朝日支部1社、山北支部△1社で期間中7社の増となり、目標である純増目標10社に対し7社にとどまり今少しの結果となりました。今後とも会員拡大にご協力お願いいたします。



今井会長開会の挨拶

青年部会



租税教室を終えて

青年部会長 東 圭一

村上法人会青年部会の活動の中で、大きな柱の一つが租税教育活動です。趣旨としては、次代を担う児童・生徒に税の仕組み税の大切さを学び税金の使われ方に関心を持っていただく為に、村上市岩船郡管内の小学校6年生を対象に租税教室を開催しております。

毎年恒例の活動ですが、税金により私たちは健康で豊かな生活を送られています。税金は人が豊かな心を持ち、助け合うことのできる欠かせないものです。この重要性を知ってもらうためにも小学校を訪問し1限の授業を行います。最近では子供達もタブレット等なので事前に調べて勉強しており講師が問いかけてもすぐ返答が有り頼もしい限りです。逆に質問されて戸惑うことも有ります。限られた時間ではありますがとても有意義な楽しい授業となっております。また、租税教室終了後の子供達からのお礼のお手紙では、どれも税金の有難さ大切さ必要性に関心を持った内容で感謝の気持ちが込められていました。いつもながら胸を打た

れる租税教育活動でした。そして、講師・アシスタントも増えてきており仕事の合間に参加して頂きまして部会員の皆様には、感謝しております。引き続き積極的な参加と育成を続けていきたいと思います。

また、租税教育活動以外にも海岸清掃活動、各種セミナーの開催、交流会等などが開催されております。どれも地域社会貢献活動の事業の一環となりますので積極的な参加をお願い致します。

今後とも関係各位、会員皆さまのご支援・ご協力宜しくお願い申し上げます。



神納小学校にて

税務署主催のインボイス制度説明会が 下記日程で開催されます

令和5年 6月7日(水)	14:00 ～ 15:00	村上税務署 1階会議室 村上市 三之町11-1	15名	インボイス制度 説明会	DVDの視聴により行います。 【要事前登録(要事前申込)】 令和5年5月31日(水)16時までにお 電話でご予約願います。	村上税務署 個人課税部門 0254-53-3143 (ダイヤルイン)
	15:00 ～ 17:00	村上税務署 1階会議室 村上市 三之町11-1	5組	登録要否 相談会	登録の要否を悩まれている方向けの 相談会です。 ※相談時間は各回1時間程度となり ます。(相談開始時間はご予約の際 にご案内いたします。) 【要事前登録(要事前申込)】 令和5年5月31日(水)16時までにお 電話でご予約願います。	村上税務署 個人課税部門 0254-53-3143 (ダイヤルイン)
6月21日(水)	9:00 ～ 16:00	村上税務署 1階会議室 村上市 三之町11-1	15組	登録要否 相談会	登録の要否を悩まれている方向けの 相談会です。 ※相談時間は各回1時間程度となり ます。(相談開始時間はご予約の際 にご案内いたします。) 【要事前登録(要事前申込)】 令和5年6月14日(水)16時までにお 電話でご予約願います。	村上税務署 個人課税部門 0254-53-3143 (ダイヤルイン)

女性部会



絵はがきコンクールを終えて

女性部会長 岩間 美果

村上法人会女性部会では、村上税務署管内の小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。子どもたちが租税教室を通じて、税の大切さや税の果たす役割について学んだ知識や感想を「絵はがき」に表現することで、税に対する理解をより深めてもらうことを目的とした活動です。これは全国法人会総連合女性部会が主催している事業でもあり、村上法人会女性部会に於いては、今回で10年目の取り組みとなりました。令和5年1月18日に「第10回税に関する絵はがきコンクール」審査会を開催いたしました。審査委員長に新発田市教育長の工藤ひとし先生よりご指導いただき、女性部会役員と阿部税務署長様、佐藤統括官様、今井会長、三原税制・公益委員長をお迎えし、管内9校から162点もの応募から最優



税に関する絵はがきコンクール掲示状況
税務署2階踊り場



挨拶する女性部会長

秀賞をはじめとする各入賞作品9点を選出いたしました。子どもたちが描いた「絵はがき」は色合い、メッセージ性を税について表したインスピレーションを感じる良い作品ばかりでした。今年度の最優秀賞に輝いた関川小学校の渡辺さんの作品は県連女連協会長賞も受賞し、さらに県の代表として関東信越法人会連絡協議会で3位に入賞し素晴らしい限りです。

新型コロナの影響で、一堂に会した表彰式は実施とはなりませんでした。上位入賞された小学校のご配慮をいただき、各小学校の昼休み時間に校長室へ訪問し表彰式を行いました。村上税務署長賞を受賞された神納小学校へは阿部署長様と訪問し賞状と記念品を受賞者へ授与していただきました。校長先生が受賞した子どもたちを誉めてくださって、みんなの笑顔が溢れ嬉しい訪問となりました。ご協力いただきました学校関係者の皆様に深く感謝いたします。応募くださいました小学生の皆さんありがとうございました。今後もこの活動が子どもたちの明るい未来へとつながっていくことを願っております。

村上法人会からインターネットセミナーのご案内

村上法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

会員ID：hj1023 パスワード：1871 100タイトル以上が無料で受講できます。



最優秀賞
わたなべ いちこ
渡辺 伊知子 さん
関川小学校



(公社)村上法人会女性部会長賞
せきぐち のの
関口 暖乃 さん
村上小学校



奨励賞
かいぬま
貝沼 こはる さん
山辺里小学校



努力賞
まるやま はるひ
丸山 春陽 さん
村上南小学校

税に関する絵はがきコンクール 入賞作品



村上税務署長賞
こん いお
近 依桜 さん
神納小学校



奨励賞
こじま ゆうか
小島 優花 さん
村上小学校



奨励賞
あじろ せな
安城 聖菜 さん
金屋小学校



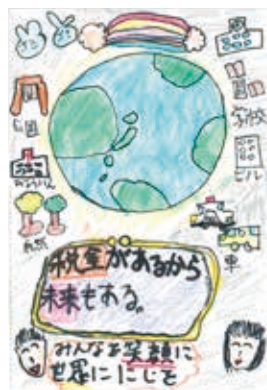
(公社)村上法人会会長賞
よこやま みゆ
横山 心柚 さん
神納小学校



奨励賞
ふじい しおん
藤井 聖音 さん
村上小学校



奨励賞
いしぐり ほのか
石栗 歩乃花 さん
小川小学校



努力賞
せち このか
瀬知 心佳 さん
粟島浦小学校



努力賞
さとう めい
佐藤 芽依 さん
さんぼく小学校

消費 税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



／ おさえていただきたい ／

4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方納税額を売上税額の
2 割 に 軽 減詳しくは、**P2**ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1 万円未満の取引、
インボイス保存**不要**詳しくは、**P3**ポイント
3

すべての事業者の方

1 万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**詳しくは、**P3**ポイント
4これから登録される
免税事業者の方**登録希望日**に
登録が可能に詳しくは、**P4****重要**

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、
必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。
ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて
紹介しております。



ポイント
1

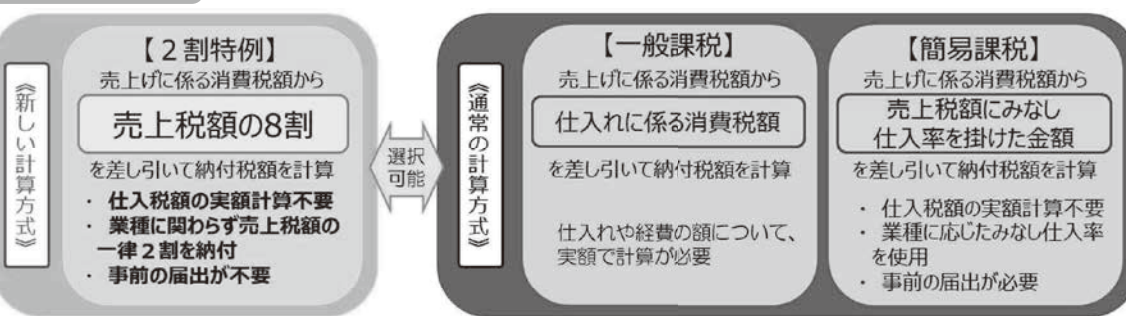
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

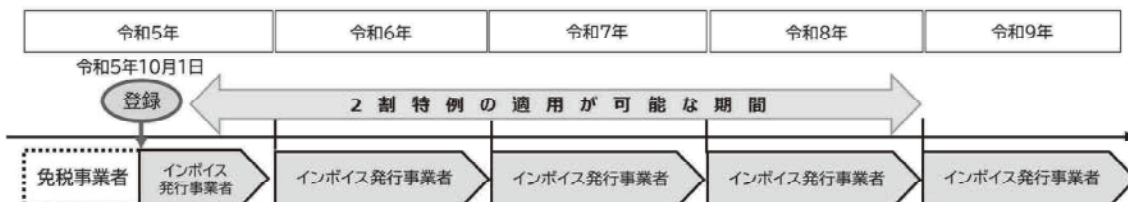
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間(※)の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！

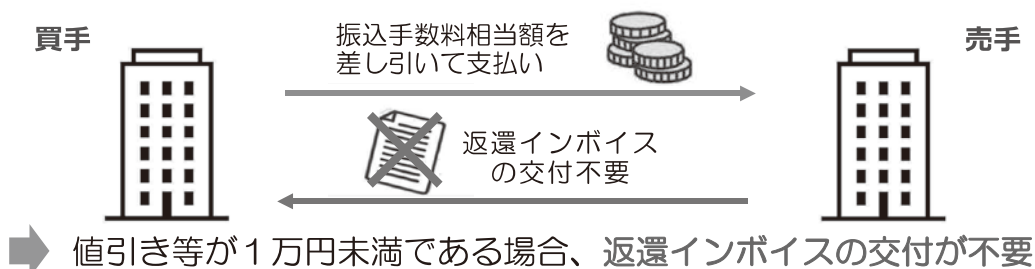


(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

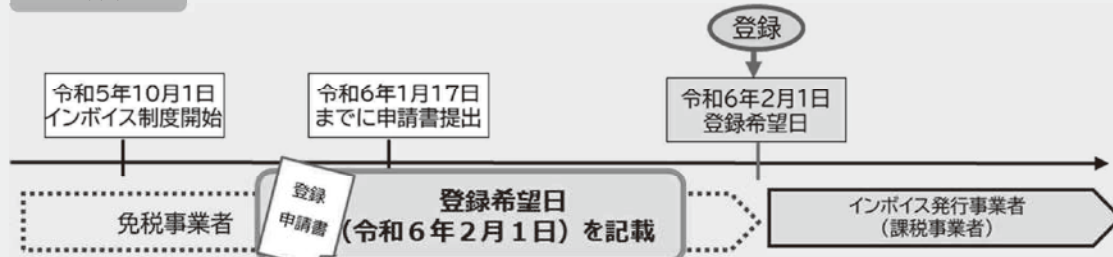
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト



国 税 庁 【法人番号】7000012050002

法人会の経営者大型総合保険制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル4F)
 TEL 025-228-6226

AIG AIG損害保険株式会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル6F)
 TEL 025-223-6231

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな
 がんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント1 幅広い保障で**経済的負担**をサポートします。

ポイント2 付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)> 2023年1月23日
 サービス提供開始予定
アフラックのよりそうがん相談サポーターが
 さまざまな**悩みの解決**をサポートします。

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare
 株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
 サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

NEW
**「生きる」を創る
 がん保険**
WINGS



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
 アフラック新潟支社 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング4F
 法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
 お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
 アフラック
 がん保険・医療保険
 保有契約件数
 令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
 公認財団法人
全国法人会総連合